

一般社団法人 原子力エネルギー協議会 炉内構造物等点検評価ガイドライン検討会 運営規約

制定：令和8年4月1日

第1条 適用

本運用規約は、一般社団法人 原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」）の炉内構造物等点検評価ガイドライン検討会（以下、「検討会」）の運営に関する事項を定める。

第2条 目的

平成25年に日本原子力技術協会から原子力安全推進協会が継承した炉内構造物等点検評価ガイドライン検討会を継承し、炉内構造物等の点検・評価、補修工法、予防保全工法に関するガイドラインを策定することにより、原子力発電所の安全・安定運転に資する点検・評価・補修等の要領を提案することを目的とする。

第3条 検討会の実施事項

炉内構造物等の点検評価ガイドライン、補修工法ガイドライン、予防保全工法ガイドラインの策定、改定に関する検討を行う。ガイドライン策定にあたっては常に最新知見を取り入れ、ガイドライン発行後も継続的な見直しを図ることとする。

第4条 検討会の構成

1. 検討会は、構造強度、検査など検討会の目的に関連する学識経験者と ATENA の会員であるメーカー・電力会社等の他、検討会の検討課題に見識を持つ関係者により構成する。検討会には会務を総理し検討会の議長となる委員長、委員長に支障がある場合に職務を代行する副委員長、委員長を補佐する幹事をおく。
2. 学識経験者は、ATENA の理事長が委嘱する。学識経験者以外の委員は、ATENA の事務局長が選任する。
3. 幹事は、学術分野や技術・管理業務等の経験を有する者を、委員候補として ATENA の事務局長に推薦することができる。
4. 委員は検討会を欠席する場合、代理者をたてることができる。委員以外で検討会に関係する参加者は、予め事務局に申し出た上で出席することができる。
5. 審議を効率的に推進するため、委員会の承認を経て、個別技術課題に対応した WG を設置することができる。WG には構成委員の中から WG 幹事を置く。
6. 検討会を補佐する事務局を ATENA 内に設置する。

第5条 検討会・幹事会・WGの開催、委員の任期

1. 検討会の開催頻度は年3回程度とし、審議事項に応じて委員長の判断により開催する。検討会の開催にあたり、開催日時、会場、議題を原則として2週間以上前に委員に連絡する。
2. 幹事は適宜、検討会の準備のための幹事会を開催できる。WGはWG幹事の判断により開催する。
3. 委員長、副委員長、幹事、委員の任期は2年とし再任を妨げない。

第6条 技術情報の取扱い

検討会に提供された技術資料、質疑内容、得られた技術情報などは、委員及び参加者とその所属する組織限りとし、原則として第三者には非公開の取り扱いとする。ただし、検討会において開示が了承された情報については、この限りでない。

第7条 規約の改正及び廃止

本規約は、委員会での審議により、適宜改正及び廃止を決定できるものとし、ATENA理事長が発効を承認する。

以上